

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年6月28日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

6月25日、中学3年の息子と勉強の事で口論。反抗する息子に手をあげました。窓があいており大きな声を出した為通報され私の承諾無く子供を児童相談所に入所させました。児童相談所の職員より電話連絡で相談所に来るが、自宅に職員をいかせると言われました。電話で「虐待ではなく親子ケンカ」と説明するが信じてもら（え）ず、どうしても会う必要があると言われました。電話ではなにも伝える事が出来ないと言われました。虐待をしたつもりはなく相談所に行くつもりはないと伝え、自宅にこられる

のも困るので、どこか別の場所でなら会おうと伝えましたが「それは。出来ない」と拒絶をされました。私の子供は今年8月で〇〇才になります。身長はすでに私を超え（て）おり、力で勝つ事は出来ませ（ん）。手をあげましたが「虐待」にすぐになるのでしょうか。先日職員の方から連絡があり自宅でも相談所でもない第三の場所でも面会をといわれました。第三の場所での面会が出来るのなら、なぜ最初に私が提案した時拒絶をされたのでしょうか。一連の取りあつかい不満があ（り）、相談所の所長と話（を）したいと言ったが、それも拒絶されました。6月25日から7月25日の間、子供は学校に通学が出来ていません。勉強が出来る環境とききました。学校の先生にきいた所、自主学習のみと知りました。どうか子供が学校へ戻る事が出来る様にして下さい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年11月22日	諮問
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）
令和4年3月7日	審議（第65回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 25 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2) ア 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ

・ 2 ・ (2) ・ アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはその恐れがある場合」等としている。

ウ　そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

エ　なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

オ　また、法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

(3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（2条4号）と規定している。そして、同条4号の心理的虐待は、「配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言」、「子供のきょうだいに、一～四（それぞれ身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）を行う。」などをいうとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正

版)」(以下「手引き」という。)第1章・1・(2)参照)。

- (4) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう(第5章・1)としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、令和3年6月24日に処分庁に対してなされた本件通告の内容は、母親である請求人により本児に対してネグレクトや心理的虐待(1・(3))が行われた疑いがあることを示すものであり、また、請求人は警察署職員の事情聴取に応じず、本児は施設入所を希望していることが認められる。

そして、処分庁は、本件通告を受けて、請求人による本児に対する不適切な養育の疑いがあると判断して、本件処分を行ったことが認められる。

児童に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解すべきところ(上記1・(2)・ウ)、処分庁が、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」ために本児について一時保護が必要であると判断し、法33条の規定に基づき一時保護したこと(本件処分)は、処分庁に与えられている合理的な裁量の範囲内にあるものと認められる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、本件処分後において、処分庁は本児に係る一時保護の期

間延長等の手続も適切に行っており、その点においても違法・不当な点があるとはいえない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本児に対し虐待をしていないことなどを述べて、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、本件通告の内容は、請求人による本児へのネグレクトや心理的虐待の疑いを示すものであり、また、警察署職員が本児から聴取した内容では本児が施設入所を希望していることから、処分庁は母親である請求人が本児に対して不適切な養育があると判断し、本件処分を行ったことについては相当であって、上記2のとおり、違法・不当な点は認められない。よって、請求人の主張は採用することはできない。

また、請求人は、〇〇児相のやり方に対して不満があるなどの主張をするが、これらの主張は本件処分の結論を左右するものではないことから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成